

## 7-2 愛知県被災児童生徒就学支援等事業交付金補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 愛知県被災児童生徒就学支援等事業交付金補助金（以下「補助金」という。）は、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）が原子力災害又はその他大規模災害等に起因する事情による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（以下「授業料の納付が困難な生徒」という。）の修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、学校設置者（以下「設置者」という。）が授業料の納付が困難な生徒の授業料を減免する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、愛知県内に私立の専修学校（専門課程、一般課程）、各種学校を設置している者が、当該学校に在学している授業料の納付が困難な生徒の授業料負担者に対して、授業料を減免する事業とする。

### (対象生徒の要件)

第3条 授業料減免の対象となる授業料の納付が困難な生徒（以下「対象生徒」という。）の要件は、対象生徒の保護者等が原子力災害被災地域において被災した者であり、授業料の負担が困難と認められる者は、前項第2号における「愛知県内に住所を有するもの」とみなす。

なお、原子力災害被災地域において被災したことは、次のいずれかの者をいう。

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住していた者、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

### (対象となる課程の要件)

第4条 補助の対象となる専修学校（専門課程、一般課程）、各種学校においては次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
- (2) 専修学校専門課程の場合、修業年限1年以上のものとし、専修学校一般課程、各種学校の場合は修業年限（修業年限が1年以上の課程に、他の修業年限1年以上の課程が継続する場合にはこれらの課程の修業年限を通算した期間）が2年以上のもの
- (3) 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

### (補助金の算定基準及び補助率)

第5条 対象生徒に係る補助金の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象となる経費は、対象生徒1人について、設置者が当年度に対象生徒の納入すべき学則に定める授業料年額を軽減する額とし、補助率は別表1のとおりとする。
- (2) 補助金の額について、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (3) 年度途中の転入学及び転退学、休学等で、月の初日に在籍しない場合、学則に定める授業料年額に月の初日に在籍した月数を乗じた額に1/2で除して得た額とし、補助率は別表1のとおりとする。

(対象生徒の要件の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第3条に定める対象生徒の要件を確認するため、別表2に掲げる書類を提出させ、これを十分審査しなければならない。

(申請手続)

第7条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、既に知事に提出されている場合はこれを省略することができる。

- (1) 愛知県被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助を必要とする理由書(様式第2号)
- (3) 授業料減免補助事業計画書(様式第3号)
- (4) 補助金の交付を受ける年度(以下「当年度」という。)及び前年度の収支予算書
- (5) 前年度の収支計算書
- (6) 前年度末の貸借対照表及びそれに付属する明細表

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、当年度中(4月1日から翌年3月31日まで)とする。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合はあらかじめ変更交付申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

第12条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を減免しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。

2 補助事業者は、対象生徒に対し授業料を減免したときは授業料負担者から、これを証する書類(以下「減免証書」という。)を徴するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により、既に納入されている授業料を口座振替により還付したときは、減免証書を略することができる。

(事業遅延の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又

は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は正副2部とする。

- (1) 愛知県被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 補助金精算書(様式第6号)
- (3) 授業料減免補助事業実績書(様式第7号)
- (4) 補助事業に係る収支計算書(様式第8号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

第15条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前項ただし書きの規定により、補助金の全額を概算払で受領した補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに概算払精算書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

被害の状況	補助率
全壊、流失、又は半壊一部流失、床上浸水	3分の2

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

別表 2

要件	審査書類
原子力災害被災地域において被災した者	被災証明書 又は り災証明書